

# 関島社会保険労務士事務所便り

2020年  
2月号

関島社会保険労務士事務所  
(ひがし東京中小企業者組合)  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12  
電話：03-3609-7668  
HP: <http://www.srseki.info>



## 雇用保険 4月からは高年齢者も保険料

### ◆高年齢者の保険料免除期間が終了

雇用保険については、法改正により平成29年1月1日から65歳以上で働く人も雇用保険の加入対象者になりました。

週あたりの労働時間が20時間以上で、31日以上雇用のすべての人が雇用保険の被保険者であり、65歳以上の人については「高年齢被保険者」となります。

そして、65歳以上の高年齢者の保険料については、本年(2020年)3月までは免除されていますが、この免除期間が過ぎる本年4月1日から保険料納付対象者となります。

### ◆高年齢者からも保険料を控除する

この4月からは、高年齢被保険者からも賃金を支払う度に被保険者分の保険料を控除することになります。

また、2020年度の労働保険の年度更新では、雇用保険での2019年度確定保険料については、昨年4月1日時点で64歳以上の人については免除されますが、2020年度分の概算保険料については納付義務が発生します。注意が必要です。

| 事業の種類             | 雇 用 保 険 料 率 (2019年) |         |         |
|-------------------|---------------------|---------|---------|
|                   | ①被保険者負担率            | ②事業主負担率 | 計(①+②)  |
| 一般の事業             | 3/1000              | 6/1000  | 9/1000  |
| 農林水産 ※<br>清酒製造の事業 | 4/1000              | 7/1000  | 11/1000 |
| 建設事業              | 4/1000              | 8/1000  | 12/1000 |

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

# 知って得する障害年金③

## 認定日障害と事後重症障害

### ◆原則 1年6か月後が障害認定日

障害の程度を判定する日を障害認定日といいます。障害認定日は原則として初診日から1年6か月経過した日です。この認定日から3か月以内の診断書を添付して請求します。

障害の状態が障害等級に定める程度に該当すると、障害認定日に障害年金を受ける権利が発生し、その翌月分から支給されます。これを「障害認定日による請求」といい、請求が遅れた場合でも最大5年間遡って支給されます。但し、遡及の認定日障害請求の場合、認定日以外の診断書等も必要になります。

### ◆障害認定日の例外

障害認定日は、原則初診日から1年6か月たった日ですが、次に該当するときは1年6か月以内でもその日が障害認定日になります。

- ①ケガのときは治ったとき(症状が固定したとき)、片足切断のような場合は切断日
- ②人工透析の場合、透析をした日から3か月経過した日
- ③ペースメーカー・人工弁のときは装着の日

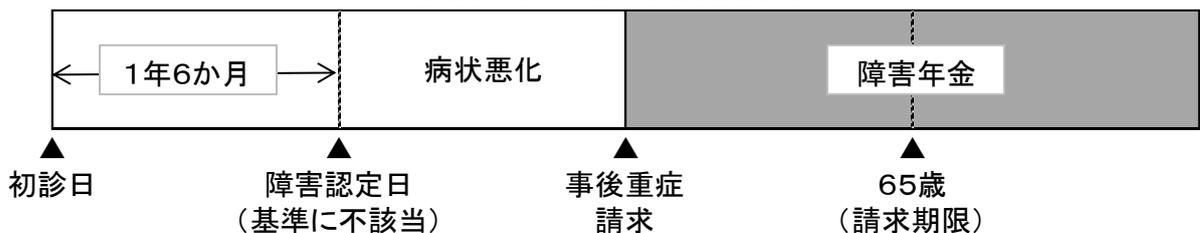
- ④人工骨頭・人工関節は、挿入置換した日
- ⑤人工肛門・尿路変更術のときは増設または手術を日から6か月経過した日
- ⑥咽頭全摘出のときは、摘出した日
- ⑦脳血管疾患による肢体障害は、初診日から6か月経過後の症状固定日
- ⑧在宅酸素療法は開始した日
- ⑨新膀胱については増設した日

### ◆事後重症による障害年金

初診日から1年6か月たったときの病状では軽く、障害年金に該当しなくても、その後、病状が悪化した。こういうときは、65歳の誕生日の前々日までなら障害年金が請求できます。これを事後重症による障害年金の請求といいます。

事後重症による障害年金は、年金の請求書を提出した日に受給権が発生し、その翌月分から支給が始まります。ですから、病状が悪化したときは、なるべく早く障害の手続をする必要があります。

### 事後重症における障害年金



# 自筆の遺言書 7月から法務局が預かる

## ◆発見されない難点が解消

自筆の遺言書は、一定の方式で書けば、誰にも依頼することなく費用もかけずに作成できる最も簡単な方法です。

しかし、この自筆の遺言書は、自分で簡単に作成できてしまうため、遺言者が亡くなった後、残された相続人に遺言書があるかどうか分からず、発見できない恐れがありました。

こうした難点を回避すべく、相続法の改正により、自筆遺言書の保管制度が新たに設けられました。具体的には、

- ①遺言者本人は、住所地等の法務局に保管の申請（要予約）ができる。
- ②相続人は、遺言者の死亡後、全国にある遺言書保管所において遺言書があるかどうかを調べることができ、遺言書があれば、その閲覧や写しの交付を請求することができる。
- ③いったん遺言書の閲覧や写しの交付がなされた場合、遺言書保管官は、他の相続人に対して遺言書を保管している旨を通知する。これは、特定の相続人のみが遺言書の内容を知っているという弊害をなくすために設けられました。

また、従来必要とされてきた家庭裁判所における検認は不要です。施行日は、2020年7月10日からです。

## ◆財産目録はパソコンで作成可能

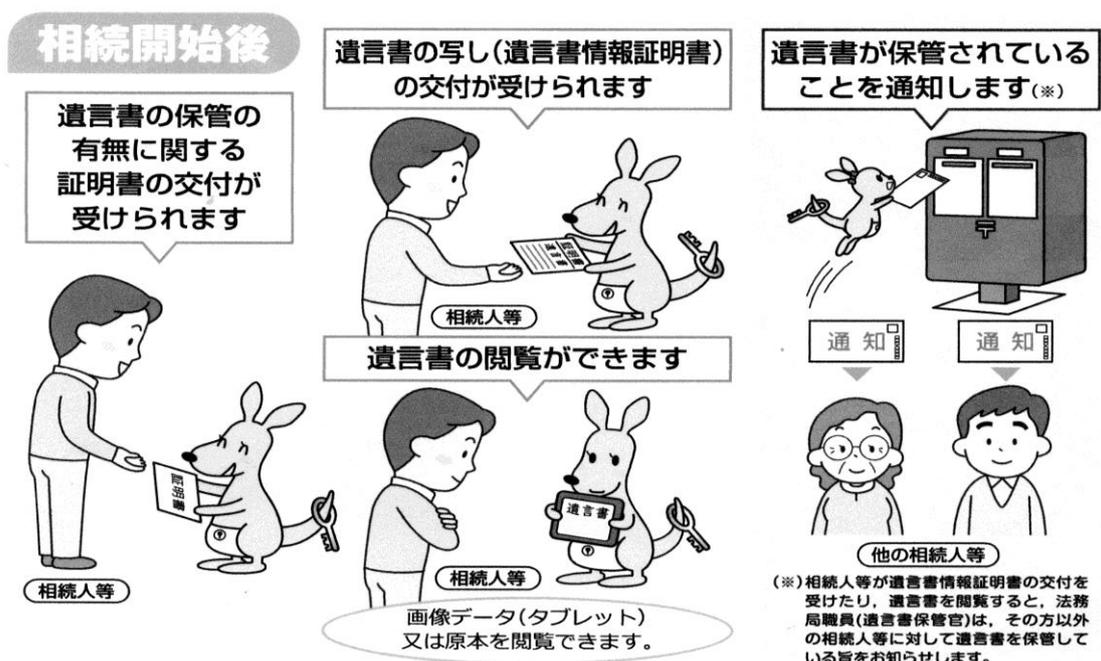
なお、自筆遺言書は、財産目録については、パソコンで作成できるという改正が既になされています。

また、自筆によらない財産目録を添付する場合には、遺言者は、その財産目録の各頁に署名押印をしなければなりません。

この場合、自筆遺言書本文に「別紙財産目録1記載の財産をAに遺贈する。」とか「別紙財産目録2記載の財産をBに相続させる。」と記載して、作成されることになるものと考えられます。

## ◆訂正するときは

財産目録の中の記載を訂正する場合、自筆による本文部分の訂正と同様に、遺言者が、変更の場所を指示して、変更した旨を付記して署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないこととされています。



(※)相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けたり、遺言書を閲覧すると、法務局職員(遺言書保管官)は、その方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨をお知らせします。

**●2年連続、年金引上げ抑制のマクロ発動**

厚生労働省は、2020年度の公的年金支給額を2019年度比で0.2%引き上げると発表した。マクロ経済スライドの適用により、本来の年金額の伸び率0.3%が0.2%に抑えられる（調整率マイナス0.1%）こととなった。年金額を抑えるマクロ経済スライドは、2015年度、2019年度に発動されており、2年連続での発動は2004年の制度導入以来初となる。（1月25日）

**●育休夫の3人に1人が「とるだけ育休」**

子育て支援アプリを提供しているコネヒト株式会社の調査で、育児休業を取得中の男性の3人に1人は、家事・育児に関わる時間が1日2時間以下の「とるだけ育休」状態であることがわかった。夫が育休を取得した508人に家事・育児時間を尋ねたところ、「1時間以下」「1時間超2時間以下」が計32.3%だった。最多は3時間超5時間以下の20.9%。家事などに不慣れだったり、目的意識が低かったりするのが主な理由。「ただ取得するのではなく、出産前に夫婦で分担方法やメリットを話し合い、充実した育休にすることが必要」と指摘している。（1月23日）

**●通常国会への政府提出法案、最少の52本に**

政府は1月17日、衆参両院の議院運営委員会の理事会に、今通常国会に52本の法案を提出する方針を伝えた。会期中で解散したケースを除くと過去最少。会期末後に東京都知事選やオリンピックを控えるなど、会期延長が難しいため、提出法案を絞り込んだ。厚生年金の適用拡大のための国民年金法の改正案や、未払い残業代などを会社に請求できる期間を延ばす労働基準法改正案、巨大IT企業を対象に契約条件の開示などを義務づける法案などが提出される。（1月18日）

**●公益通報者保護制度を見直し**

政府は、内部通報者の保護の強化を柱とする公益通報者保護法改正案を通常国会に提出する方針を固めた。常時雇用する労働者の数が301人以上など一定規模以上の企業に対し、受付窓口の設置や新たな仕組みの周知など、内部通報体制の整備を義務付ける。それより小さな企業については、事務負担などを踏まえて努力義務とする考えが示されている。（1月17日）

**●「要介護認定」更新認定見直し**

厚生労働省は、「要介護認定」の有効期間（最長36か月）について、前回の認定時から要介護度に変化がない場合には最長48か月に延長することを決めた。今後も認定件数の増加が見込まれる一方、認定現場の人員不足が生じていることから、有効期間を延ばして審査の頻度を減らすことがねらい。関連制度を見直し、21年度にも実施する。（1月16日）

**●士業の個人事業所 厚生年金の適用対象に**

厚生労働省は、弁護士や税理士、社会保険労務士などの士業の個人事業所の従業員を厚生年金の適用対象とすることを明らかにした。対象者は約5万人の見通しで、適用業種が見直されるのは約70年ぶりとなる。今年の通常国会で改正法案を提出し、2022年10月からの適用を目指す。（1月10日）

**●来年4月から雇用保険料率引下げへ**

厚生労働省は、2021年4月から一定の条件を満たした場合に雇用保険二事業の保険料率を引き下げて0.25%とできるように規定を改めることを明らかにした。育児休業給付などの企業の負担を軽減するのが狙い。今年の通常国会で雇用保険法などの改正案を提出する方針。（1月9日）